

公益財団法人山形県企業振興公社賛助会員規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県企業振興公社（以下「公社」という。）の賛助会員に関する必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 公社の目的に賛同し、その事業を支援または協力しようとする者を賛助会員とする。

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の加入手続きにより、公社に申し込むものとする。

2 賛助会員の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般賛助会員 法人、個人又は団体

(2) 特別賛助会員 市町村、商工団体、理事長が特別に定める法人・個人・団体

(会費)

第4条 会費は、以下のとおりとする。

(1) 一般賛助会員 (年額1口) 30,000円

(2) 特別賛助会員 (年額1口) 理事長が別に定める額

但し、入会月が年度途中の場合の当該年度の会費は、入会月から3月31日までの月割計算とする。この場合、入会日が月の10日以降であるときは、翌月からの計算とする。

2 一般賛助会費及び特別賛助会費は、1口以上とする。

3 収納した会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用し、残額についてはこの法人の管理運営に使用することができるものとする。

(賛助会員等への支援)

第5条 公社は、各種情報の提供等、賛助会員の支援に努めるものとする。

(加入期間)

第6条 賛助会員の加入期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、賛助会員から脱退の申し出がない場合は、毎年度自動的に加入期間を更新するものとする。

(個人情報保護)

第7条 賛助会員が登録、または支援を受ける際において知り得た会員情報の取扱いについては、当公社個人情報保護方針に従って管理するものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、賛助会員に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規定は、公益財団の認定を受け移行の登記をした日から施行する。

2. 財団法人山形県企業振興公社会員規約（平成7年4月1日施行）は廃止する。

平成 年 月 日

公益財団法人 山形県企業振興公社 賛助会員

加 入 申 込 書

公益財団法人 山形県企業振興公社
理事長 殿

名 称

代表者 役職名

氏 名

印

所在地 〒

電話番号

FAX番号

業 種

資本金

従業員数 名 (男 名 女 名)

メールアドレス

URL (ホームページアドレス)

公益財団法人山形県企業振興公社が行う事業の円滑な業務運営を図るため、その事業の趣旨に賛同し、加入いたしたく申し込みいたします。

記

賛助会費 口 円

公益財団法人 山形県企業振興公社

〒990-8580 山形県山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 13 階

TEL:023-647-0660 FAX:023-647-0666